

第11回（令和2年度第2回）浦安市認知症総合施策検討委員会

令和3年3月22日（月）

浦安市役所4階S2・3・4会議室

次 第

1. 議題

（1）認知症初期集中支援チームの報告について

（2）高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（案）について（報告）

（3）認知症条例について

2. 意見交換

第4節 重点施策

重点施策とは、基本理念や基本目標を実現するにあたり、特に力を入れて実施していく取組の柱を指しています。

本計画では、「人がつながり、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会を目指して」という理念のもと、新たに強化していく柱（重点施策2, 4, 6）と第7期計画の重点施策を引き続き取組んでいく柱（重点施策1, 3, 5）を選定しました。

重点施策1 相談支援体制の充実（基本目標1）

地域の中で高齢者やその介護者が、介護や生活で困ったことを気軽に相談できる体制をより充実するため、より身近な地域で相談を受けることができるよう、地域包括支援センターのサテライトの整備を図ります。

そのため、相談支援体制を充実させるとともに、高齢者施策だけでなく、複合的な課題に対する相談等に対しても関係機関と連携しながら対応します。

達成度を測る指標

	令和元年度	令和5年度	備考
65歳以上の方のうち「地域包括支援センター（ともづな）を知っている人の割合	66.2%	70%	令和元年度 浦安市高齢者実態調査
地域ケア会議の開催数	43回	50回	自立支援会議を除く

重点施策2 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・担い手の養成（基本目標1）

今後、介護サービスの需要がより高まることを受けて、介護人材の確保も大きな課題となっていますが、介護サービスの人材不足は事業者にとって大きな課題となっています。

そのため、今後は、国や県の施策とも十分連携しながら、介護人材の確保に努めるとともに、多様な福祉に関する活動を担う「担い手」の育成も引き続き実施します。

達成度を測る指標

	令和元年度	令和5年度	備考
地域住民の有志によって、健 康づくり活動や趣味等のグル ープ活動に「お世話係」とし ての参加意向	49.5%	53%	令和元年度 浦 安市日常生活圏 域ニーズ調査

重点施策3 認知症対策の推進（基本目標1）

令和元年6月に示された「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進すると位置づけがされました。

本市においても、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の人自らの発信の機会の確保をはじめ、認知症の理解を深める普及啓発、認知症の人を介護する方への支援や情報提供、また若年者の認知症向けの施策等を行うことで、認知症の人ができる限り地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

達成度を測る指標

	令和元年度	令和5年度	備考
自分が認知症になった場 合に周囲に自分が認知症で あることを伝えてよいと 思う割合	58.5%	62%	令和元年度 浦 安市高齢者実態 調査
認知症の人本人の声を起 点とした施策の本人満足度	※第7期期間中 は精査していない が、第8期計画期 間に調査し、指 標とする	60%	（「本人ミーティ ング」参加者への アンケートにて判 定）

重点施策4 健康づくり・保健事業の体系的な推進（基本目標2）

介護予防の充実（基本目標3）

健康寿命の延伸に向けて一人ひとりの主体的な取組を促すことができるよう、健康づくりから介護予防までを一体的に進め、専門職の関与により、個々の健康状況に応じた健康づくりが進められるようにしていきます。

また、継続的に健康づくりや介護予防に取り組むことができる環境を整えるため、医療・介護に関するデータの分析や地域ケア会議を活用して地域の健康課題を明らかにし、地域の特性に応じた多様な通いの場の充実や普及啓発に取り組みます。

達成度を測る指標

	令和元年度	令和5年度	備考
介護予防に取り組みたい市民の割合	77.8%	80%	
通いの場の参加率	※第7期期間中は精査していないが、第8期計画期間中に調査し、指標とする	高齢者人口の1割	

重点施策5 住民主体の生活支援体制の充実（基本目標3）

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、住民主体による多様な支援体制を創出します。そのために、生活支援コーディネーターと地域の多様な提供主体が定期的に情報の共有・連携する地域支え合い会議（協議体）を市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に設置し、生活支援体制創出のための取組を充実させます。加えて、要支援者等の生活を支えるために、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業に該当する住民主体のサービスの創出を目指します。

達成度を測る指標

	令和元年度	令和5年度	備考
1週間のうちの外出の頻度（「ほとんど外出しない」 + 「週1回」の割合）	13.3%	12.3%	令和元年度 浦安市日常生活圏域ニーズ調査

重点施策6 在宅医療と介護との連携（基本目標4）

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）を推進するための体制の整備を図ります。

達成度を測る指標

	令和元年度	令和5年度	備考
人生の最期の期間を自宅で療養したい人の割合	54.5%	56%	令和元年度高齢者実態調査

施策 1406 認知症初期集中支援チーム

(認知症施策推進大綱3「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」)

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることのできるよう、医療機関への受診や介護サービス利用につながっていない認知症の方やその家族に対し「認知症初期集中支援チーム」が支援するとともに、相談窓口である地域包括支援センターの周知を積極的に行います。		
評価指標			
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
チーム員会議での検討件数(実件数)	10件	15件	20件
介入後必要な医療もしくは介護サービスにつながった件数の割合	・介入後の医療の導入 70% ・介入後の介護サービスの導入 60%	・介入後の医療の導入 75% ・介入後の介護サービスの導入 65%	・介入後の医療の導入 80% ・介入後の介護サービスの導入 70%
担当課	中央地域包括支援センター		

施策 1407 認知症介護者交流会事業

(認知症施策推進大綱3「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」)

施策事業の内容と計画期間の取組	認知症の入を介護する家族同士の交流を深め、情報交換をしたり、認知症に関する知識を習得することで、家族の不安や悩みを軽減することを目的として、月1回交流会を開催します。		
評価指標			
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護者交流会開催回数	12回	12回	12回
担当課	高齢者包括支援課		

施策 4204 成年後見制度の利用促進

(市民後見人の養成)

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>令和2年度をもって第3期養成講座が修了することから、これまでの修了者とあわせて学んだ機会を生かすため、市民後見人以外の活躍の場（法人後見業務のサポートや制度のPRを行う活動）を設けて、制度利用促進を図るための取組を推進します。</p> <p>地域全体の権利擁護意識を醸成するイベントを定期的に開催し、制度周知や権利擁護支援への協力者が増えるよう努めるとともに、市民後見人養成講座を継続して実施します。</p>		
評価指標			
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民後見人養成講座修了者数+後見支援員としての活動人数	20人	20人	25人
担当課	社会福祉課・社会福祉協議会		

施策 4205 安心して成年後見制度を利用できる環境整備

(認知症施策推進大綱4「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」)

施策事業の内容と計画期間の取組	<p>認知症や高齢者虐待等の理由で成年後見制度の申立てができるない高齢者の権利を守るために、市長申立てを行います。また、成年後見人等に対する報酬の全部または一部を助成することにより、成年被後見人等の経済的負担軽減を図ります。</p>		
評価指標			
指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立て件数	10件	13件	16件
報酬助成件数	16件	19件	22件
担当課	高齢者包括支援課		

認知症条例について

浦安市認知症総合施策検討委員会
令和3年3月22日（月）

高齢者包括支援課

認知症条例の他市の状況

実施日	都道府県	市町村	市町村別 人口(2020年 10月現在)	条例名
2017年12月26日	愛知県	大府市	92,925	大府市認知症に対する不安のないまちづくり条例
2018年3月30日	兵庫県	神戸市	1,516,638	神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例
2018年9月25日	愛知県	設楽町	4,643	設楽町認知症の人にやさしい地域づくり条例
2018年12月21日	愛知県		7,541,123	愛知県認知症施策推進条例
2019年4月1日	和歌山県	御坊市	22,789	御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例
2019年9月30日	島根県	浜田市	52,697	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例
2020年4月1日	愛知県	名古屋市	2,328,138	名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまち づくり条例
2020年4月1日	愛知県	知多市	83,390	知多市認知症施策推進条例
2020年6月26日	愛知県	東浦市	48,769	東浦町認知症の人にやさしいまちづくり推進条例
2020年7月1日	滋賀県	草津市	135,722	草津市認知症があっても安心なまちづくり条例
2020年10月1日	東京都	世田谷区	921,632	世田谷区認知症とともに生きる希望条例

条例とは

日本国憲法

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる

→ 狹義の条例のほか、市長が制定する規則、教育委員会が制定する規則も含まれる「広義の条例」

地方自治法

第2条 第2項 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

→ 市議会の議決を経て制定される「狭義の条例」 ← 認知症条例

3

条例制定の意義

施策推進力への期待

議会の議決を経るという民主主義的なプロセスを経ることで、施策の正当性が増す。また、予算措置への理解も期待

政策の安定性

制定された条例の改正及び廃止には議会の議決が必要。条例に書かれた理念を順守することが求められ、政策の方向性が安易に変更されない、人事異動の影響もうけにくい

広報的効果

条例本文や逐条解説の広報やHPでの周知。条例を基本としてシンポジウムや講演会等の開催を行うことで、広報的効果が増す

4

条例の目指すもの

・認知症に対する古いイメージを変える

認知症になると何もできなくなるという偏見がなくなる、認知症と診断されたときの自分や家族の受け止め方が変わる、周囲に伝えやすくなる。

・認知症になんでも希望する生活が継続できる

買い物、趣味、仕事、地域の暮らし等、様々な工夫により、可能な限り認知症になる前の生活をつづけることができる社会に。認知症を介護の問題ではなく生活の問題に。そのためには認知症の備えを。備えは単に知識を得るだけでなく、認知症になる前から社会とどう関わって生活していくかも含まれる。

・認知症の人が支えられるだけでなく、支える側としても暮らす

認知症の人の生活や環境に応じて、支援を受ける人だけではなく、地域で役割をもって他者や地域のために生活することは可能であると発信

5

条例のコンセプト（認知症地域支援推進員から出された意見）

- ・認知症を介護の問題だけでなく、生活上の問題として考える
- ・本人は支えられるだけの人ではない
- ・本人、家族の当事者と、様々な事業所を含む関係機関等が参加するワークショップを開催し、意見を募る
- ・本人と市民を区別しすぎない表現がいいのでは
- ・医療・福祉関係だけでなく多くの事業者を巻き込む（交通関係、商店など）
- ・認知症になった人を排除しない
- ・認知症になる前の生活・関係などとの連続性を大事にする。
- ・市民の役割として、認知症になる前から、地域とのつながりを持つことを大切にしてほしい、ということを入れたい
- ・認知症になったからできなくなるのではなく、できなくなってしまったことも継続できるように、という考え方も大事にしたい
- ・条例を根拠に市の施策・事業を展開できるようにしたい。
- ・条例制定後の評価も行う

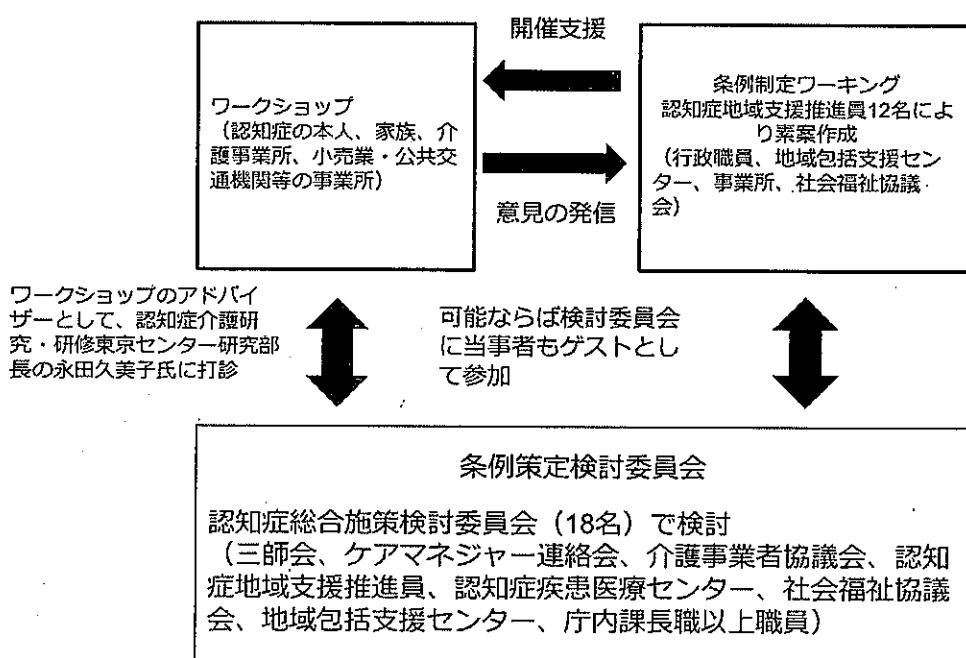
6

条例の制定のスケジュール

3/15号広報	ワークショップにて本人発信したい認知症の人を公募
3月	認知症の人、家族、事業所へ個別ヒアリング実施（～4月末）
3月	認知症総合施策検討委員会
4月	ワークショップ（本人、家族、事業者）
5月	骨子案 原案作成
6月	ワークショップ（本人、家族、事業者）
6月	認知症総合施策検討委員会
7月	ワークショップ（本人、家族、事業者）
7月	素案作成
8月	認知症総合施策検討委員会
8月	パブコメ
～	
9月	
12月	議会
1月	施行
2月	認知症総合施策検討委員会

7

条例の策定体制



8

直近で制定された条例の比較

和歌山県御坊市 2019年4月1日施行
「御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例」

滋賀県草津市 2020年7月1日施行
「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」

東京都世田谷区 2020年10月1日施行
「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」

詳細な比較表は「資料5」参照

9

議論していただきたいこと

①認知症条例の目指すもの
認知症条例を誰に何を伝え、どのように活用するのか

②認知症条例に盛り込むべきもの
市、関係機関、事業所、市民の役割、計画、施策の評価方法等
家族に対しての表記等

